

## 令和元年度第1回京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 摘録

○日時 令和元年5月28日（火） 午後1時30分～午後3時10分

○場所 京都市交通局3階 大会議室1

### ○出席者

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会委員4名  
（森田雅之委員，川元麻衣委員，古庄ゆかり委員，田中耕一委員）

### ○公開・非公開の別 一部非公開

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため

### ○次第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 定足数確認
- 4 委員長等決定
- 5 事業概要の説明
- 6 審議事項
  - (1) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項
  - (2) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の選定基準及び選定方法について
- 7 次回の開催予定

### ○配布資料

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1   | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 委員名簿         |
| 資料2   | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 配席図          |
| 資料3   | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定に係る関係法令等         |
| 説明資料1 | 地下鉄における駅職員業務の民間委託に係る経過について            |
| 説明資料2 | 令和2年度における民間委託化の状況（予定）                 |
| 審議資料1 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項（案）            |
| 審議資料2 | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の選定基準及び選定方法について（案） |

### 【議事内容】

#### 1 開会

事務局から，本委員会は京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に

基づく附属機関で、高速鉄道事業における駅職員業務受託事業者の選定に関する事項についてご審議いただくこと、及び、今回の選定委員会では今年度末に期間満了となる東西線9駅に係る駅職員業務の受託事業者選定において、「公募要項」と「事業者の選定基準及び選定方法」について審議いただきたいことを説明する。

## 2 委員紹介

[資料1](#)及び[資料2](#)に基づき委員を紹介。

## 3 定足数確認

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程（以下「委員会規程」という。）第4条第3項に基づき、会議は有効に成立することを確認した。

## 4 委員長等決定

委員会規程第3条第2項に基づき、森田委員を委員長に選任した。続いて、委員会規程第3条第4項に基づき、委員長に事故があった際の職務代理者として、森田委員長が古庄委員を指名した。

## 5 事業概要の説明

事務局から、[説明資料1](#)、[説明資料2](#)をもとに説明。質問なし。

## 6 審議事項

- (1) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項（案）について  
事務局から[審議資料1](#)の説明を行った上で、審議を実施。

<委員>

[4ページ](#) (8) ア. 制服の着用について、駅業務責任者が業務従事員を兼ねる場合、制服を着用しなければならぬ文言を追加した方がよいのでは。

<事務局>

業務従事員、及び駅業務責任者が業務従事員を兼ねる場合は、京都市交通局が定めた制服を着用すること、と変更する。

<事務局>

[7ページ](#) (3) 選定後の辞退の禁止について、選定後に辞退された場合の損害賠償に関する記述を、要項に記載することは可能か。

<委員>

契約締結前の賠償について、「賠償を請求する可能性がある」との記述を入れることは、法的に問題はない。

<委員>

10ページ「I-6 決算書等」の記載内容で、「最近3年間の決算書類（税務申告提出時の申告書・資料一式）」とあるが、誤解を招く表現のため、「**最近3年間の税務申告提出時の法人税申告書及び決算書類一式**」に変更した方がよいのでは。

<事務局>

ご指摘のとおり変更させていただく。

<委員>

応募がない場合の対応はどのように考えているのか。

<事務局>

再度公募を行うか、現行受託事業者に委託の延長を要請するかなどの対応をすることになるかと思うが、局内で検討をした上で決定することになる。

<委員長>

これ以上の異議がないようなので、当委員会としては、「公募要項」について、委員から指摘された事項について修正を行った上で、適当と認めることとする。

## (2) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の選定基準及び選定方法(案)について

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため、審議は非公開とした。

事務局から審議資料2の説明を行った上、審議を実施。

審議の結果、選定基準及び選定方法を決定した。

## 7 次回の開催予定

第2回委員会の開催予定について確認した。

また、第2回委員会は、事業者選定に係る審議となり、京都市情報公開条例第7条において規定されている「法人活動情報」が含まれるため、非公開とすることを確認し、閉会した。

以上